

該当箇所：P229 厚生年金保険法 036 番 (H28-08D)

内容：下記内容に修正。

設問のとおりである。平成 28 年 10 月 1 日に被用者年金が一元化され、共済組合の組合員は厚生年金保険の被保険者となった。

なお、この設問の「昭和 20 年 10 月 2 日以後に生まれた者」とは、年金一元化の施行日の前日（平成 28 年 9 月 30 日）において 70 歳未満の者の意味である。

↓

設問のとおりである。平成 27 年 10 月 1 日に被用者年金が一元化され、共済組合の組合員は厚生年金保険の被保険者となった。

なお、この設問の「昭和 20 年 10 月 2 日以後に生まれた者」とは、年金一元化の施行日の前日（平成 27 年 9 月 30 日）において 70 歳未満の者の意味である。